

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目8番20号
名称 株式会社日本医療環境サービス
代表者氏名 代表取締役 北村 洋輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大西 一 史

許可の年月日 令和8年(2026年)4月5日

許可の有効年月日 令和15年(2033年)4月4日

1. 事業の範囲

裏面のとおり。
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
【積替え場所】

所在地	面積	産業廃棄物の種類	最大保管量	
熊本市東区 長嶺西一丁目 2411番4	224.04m ²	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁 器くず 以下余白	35.95 t	車両から車両へ の積替えに限る。

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 積替え作業に当たっては、産業廃棄物が飛散流出しないよう必要な措置を講じるとともに、周辺に悪臭が発生しないよう十分注意すること。
(2) 積替え後の産業廃棄物は、速やかに積替え場所から運搬すること。
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年(2022年)7月25日 代表者の変更
令和4年(2022年)9月20日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量増加
令和5年(2023年)8月10日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量減少
令和5年(2023年)12月18日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量増加
令和6年(2024年)3月25日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量減少
令和7年(2025年)2月21日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量減少
令和8年(2026年)4月5日 許可の更新及び優良認定
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」
以下余白

(裏面に続く。)

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬（積替え行為を含み、保管行為は含まない。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類（以下13品目）	（取り扱いを含む産業廃棄物の種類）		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）	○	—	—
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）	○	○	—
廃油	○	○	—
廃酸	○	○	—
廃アルカリ	○	○	—
廃プラスチック類	○	○	—
紙くず	○	—	—
木くず	○	—	—
繊維くず	○	—	—
動植物性残さ	○	—	—
ゴムくず	○	○	—
金属くず	○	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—

上記13品目については、特別管理産業廃棄物であるものを除き、「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」欄の「○」印があるものについての取り扱いを含む。

また、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては自動車等破砕物を除く。

(3) 積替え~~保管行為~~ができる産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類（以下9品目）	（取り扱いを含む産業廃棄物の種類）		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）	○	—	—
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）	○	○	—
廃油	○	○	—
廃酸	○	○	—
廃アルカリ	○	○	—
廃プラスチック類	○	○	—
ゴムくず	○	○	—
金属くず	○	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—

上記9品目については、特別管理産業廃棄物であるものを除き、「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」欄の「○」印があるものについての取り扱いを含む。

また、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては自動車等破砕物を除く。

以下余白